

令和8年6月22日  
防 衛 省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職  
状況の報告（令和8年1月1日～同年3月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和8年1月1日から同年3月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自 衛 官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）
- 事務官等：行政職俸給表（一）7級以上の者又はこれに相当する者（行政職俸給表（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和8年1月1日～同年3月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	28	-	20	48

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分													合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他		
防衛省	3	-	-	-	-	3	1	4	5	30	2	-	48	

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(令和8年1月1日～同年3月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束 をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認 の有無 (注3)	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援助 の有無(注 4, 5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	片岡 智	58	航空自衛隊第4航空団副司令	R7.11.18	R8.1.6	航空自衛隊第4航空団副司令	R7.11.18	R8.3.9	司令の補佐及び司令部における監督指導	R8.3.9	R8.3.23	浅下鍍金株式会社	一般産業向け表面処理等	品質保証課主任	無	有
2	関戸 豊	44	防衛装備庁プロジェクト管理部事業管理官(次期戦闘機担当)付 併 防衛装備庁プロジェクト管理部事業管理官(次期戦闘機担当)付 国際総括企画官	R7.12.27	R8.1.28	防衛装備庁プロジェクト管理部事業管理官(次期戦闘機担当)付 併 防衛装備庁プロジェクト管理部事業管理官(次期戦闘機担当)付 国際総括企画官	R7.12.27	R8.3.15	国際機関と共同事業体の交渉に関する事、輸出管理に関する事	R8.3.15	R8.3.16	アップルジャパン合同会社	卸売業	政策渉外担当	無	無
3	井上 勝	57	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校副校長 兼 企画室長	R7.11.14	R8.1.21	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校副校長 兼 企画室長	R7.11.14	R8.3.16	学校長の補佐	R8.3.16	R8.3.17	日本ソフト技研株式会社	システム開発等	アドバイザー	無	有
4	北村 清孝	57	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長	R7.6.3	R7.9.26	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長	R7.6.3	R8.3.16	霞ヶ浦駐屯地業務隊の指揮・監督	R8.3.16	R8.4.1	デロイトトーマツスペースアンドセキュリティ合同会社	宇宙・安全保障分野に係るコンサルティング業務等	シニアマネージャー	無	有
5	古賀 昭博	57	陸上自衛隊東部方面後方支援隊副隊長	R7.11.4	R8.2.25	陸上自衛隊東部方面後方支援隊副隊長	R7.11.4	R8.3.16	隊長の補佐に関する業務	R8.3.16	R8.3.16	三菱電機株式会社	電子機械器具製造業等	防衛システム事業部防衛企画部長付(嘱託)	無	有
6	近藤 浩行	57	陸上自衛隊中部方面混成団第49普通科連隊長	R7.6.13	R8.3.2	陸上自衛隊中部方面混成団第49普通科連隊長	R7.6.13	R8.3.16	部隊の指揮等に関する業務	R8.3.16	R8.4.1	特定非営利活動法人たすけあい名古屋	保育園事業等	保育補助	無	有
7	西本 浩史	57	陸上自衛隊高射学校副校長 兼 企画室長	R7.11.6	R8.2.5	陸上自衛隊高射学校副校長 兼 企画室長	R7.11.6	R8.3.16	校務運営の全般調整及び指導	R8.3.16	R8.4.1	株式会社東芝	エネルギーソリューション、デジタルインフラ及びデバイス&テクノロジー事業	担当部長(嘱託)	無	有
8	濱松 泰広	57	陸上自衛隊中央会計隊副隊長	R7.7.7	R7.7.24	陸上自衛隊中央会計隊副隊長	R7.7.7	R8.3.16	隊長の補佐及び代理に関する業務、歳入徴収官代理に関する業務	R8.3.16	R8.4.1	一般社団法人シーソック	遺棄化学兵器の発掘・回収・廃棄処理事業	業務管理グループ次長	無	有
9	藤村 太助	57	陸上自衛隊陸上総隊水陸機動団副団長	R7.11.1	R8.1.12	陸上自衛隊陸上総隊水陸機動団副団長	R7.11.1	R8.3.16	副団長に関する業務	R8.3.16	R8.4.1	株式会社クライシスイंテリジェンス	安全保障・危機管理事業	営業職	無	無
10	向井 保雄	59	自衛隊中央病院総合診療科部長	R7.5.2	R7.5.12	自衛隊中央病院総合診療科部長	R7.5.2	R8.3.16	一般診療、総合診療業務及びその指揮監督	R8.3.16	R8.4.1	社会医療法人刀仁会	医療業	坂戸中央病院内科医長	無	無
11	相羽 寿史	58	自衛隊中央病院第1歯科部長	R8.1.14	R8.3.2	自衛隊中央病院第1歯科部長	R8.1.14	R8.3.23	自衛隊中央病院歯科診療総括・研修医教育を掌理	R8.3.23	R8.4.1	学校法人日本歯科大学	教育等	新潟生命歯学部教授	無	無
12	相羽 寿史	58	自衛隊中央病院第1歯科部長	—	R8.3.4	自衛隊中央病院第1歯科部長	R8.3.4	R8.3.23	自衛隊中央病院歯科診療総括・研修医教育を掌理	R8.3.23	R8.4.1	学校法人総持学園	教育	鶴見大学歯学部非常勤講師	無	無
13	瓜生 研二	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部総合兵站教育室長	R7.10.20	R8.1.22	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部総合兵站教育室長	R7.10.20	R8.3.23	幹部高級課程学生等への教育・指導	R8.3.23	R8.3.24	昭和金属工業株式会社	加工品の開発等	参事	無	有
14	大岡 耕太郎	57	情報本部電波部	R7.7.22	R8.2.3	情報本部電波部	R7.7.22	R8.3.23	情報調査に関する業務	R8.3.23	R8.3.24	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛関連調査研究事業	保全講習員又は情報保全関連コンサルティング	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4, 5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
15	大久保 芳樹	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室長	R7.9.24	R7.10.15	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室長	R7.9.24	R8.3.23	AGS・CGS・TAC・CSM学生に対する統率教育	R8.3.23	R8.4.1	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼・アルミ、溶接、素形材、機械、エンジニアリング、電力事業等	顧問	無	有
16	朝倉 勝彦	58	自衛隊情報保全隊情報保全官	R7.5.15	R7.7.18	自衛隊情報保全隊情報保全官	R7.5.15	R8.3.24	情報保全に係る情報の収集・分析業務	R8.3.24	R8.3.30	株式会社セイコー高周波	高周波焼入れ等の金属加工等	課長	無	有
17	石田 良太	57	海上自衛隊第22整備補給隊司令	R7.7.28	R8.3.11	海上自衛隊第22整備補給隊司令	R7.7.28	R8.3.31	隊務統括	R8.3.31	R8.4.1	新明和岩国航空整備株式会社	航空機・航空機用装備品の修理業等	担当部長	無	有
18	萩田 行秀	49	海上幕僚監部総務部経理課経理調整官兼経理班長	R7.10.27	R7.11.19	海上幕僚監部総務部経理課経理調整官兼経理班長	R7.10.27	R8.3.31	課内統括	R8.3.31	R8.4.1	SBSホールディングス株式会社	グループ全体の経営戦略の策定・推進、監査及び経営管理	顧問(囑託社員)	無	無
19	松沢 朝子	54	防衛政策局インド太平洋地域参事官付女性・平和・安全保障(WPS)国際連携室長	R8.2.1	R8.2.26	防衛政策局インド太平洋地域参事官付女性・平和・安全保障(WPS)国際連携室長	R8.2.26	R8.3.31	WPS関連業務全般及び能力構築支援事業全般の統括	R8.3.31	R8.4.1	公益財団法人米国笹川平和財団	政策提言・調査研究、対外連携・交流促進、米国議会対応・連携	シニア・フェロー(非常勤)	無	無
20	松沢 朝子	54	防衛政策局インド太平洋地域参事官付女性・平和・安全保障(WPS)国際連携室長	R8.2.26	R8.3.2	防衛政策局インド太平洋地域参事官付女性・平和・安全保障(WPS)国際連携室長	R8.2.26	R8.3.31	WPS関連業務全般及び能力構築支援事業全般の統括	R8.3.31	R8.4.1	学校法人明治大学	教育及び研究	非常勤講師	無	無
21	田中 浩一	51	自衛隊サイバー防衛隊	R8.2.16	R8.2.24	自衛隊サイバー防衛隊	R8.2.16	R8.4.1	サイバーに関する業務	R8.4.1	R8.4.2	医療法人社団せりがや会	介護老人保健施設の運営等	一般事務職員	無	無
22	三好 昇次	57	海上自衛隊横須賀地方総監部管理部長	R7.8.22	R8.2.3	海上自衛隊横須賀地方総監部管理部長	R7.8.22	R8.4.1	部務掌理	R8.4.1	R8.4.2	三波工業株式会社	電子機器の整備、修理及び製造業	顧問(常勤囑託)	無	有
23	吉田 ゆかり	52	航空自衛隊幹部学校教育部主任教官	R8.3.20	R8.3.30	航空自衛隊幹部学校教育部主任教官	R8.3.20	R8.4.1	教育に関する業務	R8.4.1	R8.4.4	自営	タレント業	—	無	無
24	末永 吉孝	57	陸上自衛隊北部方面隊第1高射特科団副団長	R7.4.22	R8.4.2	陸上自衛隊北部方面隊第1高射特科団副団長	R7.4.22	R8.4.2	第1高射特科団長の補佐	R8.4.2	R8.4.3	日本電気株式会社	ITシステム関連事業等	府中事業場シニアプロフェッショナル(囑託)	無	有
25	塩崎 浩之	58	海上自衛隊函館基地隊司令	R7.9.17	R8.3.19	海上自衛隊函館基地隊司令	R7.9.17	R8.4.20	隊務統括	R8.4.20	R8.4.21	富国生命保険相互会社	生命保険業	横浜支社業務部顧問(内務囑託員)	無	有
26	白川 修治	58	航空自衛隊補給本部計画部長	R8.1.26	R8.2.18	航空自衛隊補給本部計画部長	R8.1.26	R8.4.23	隊務の掌理、管理監督	R8.4.23	R8.4.24	株式会社武蔵富装	被服及び糧食の製造・販売事業等	顧問	無	有
27	松川 昭紀	57	航空自衛隊幹部学校教育部長	R8.2.3	R8.3.25	航空自衛隊幹部学校教育部長	R8.2.3	R8.5.15	教育訓練に関する管理監督	R8.5.15	R8.5.16	三菱電機ディフェンス&スペーステクノロジー株式会社	レーダー応用機器、電子応用機器等の製造及び販売等	専門部長(囑託)	無	有
28	宮崎 孝彦	57	海上幕僚監部首席会計監査官	R7.6.18	R7.12.3	海上幕僚監部首席会計監査官	R7.6.18	R8.6.1	会計監査に関する業務	R8.6.1	R8.6.2	株式会社コナカ	紳士服及び関連用品の製造販売業	経理部長代理	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「—」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	阿部 睦晴	58	航空自衛隊補給本部長	—	—	—	—	R6. 3. 28	R6. 12. 1	自営	アドバイザー	—	無	無	
2	更谷 光二	58	陸上自衛隊航空学校長 兼 明野駐屯地司令	—	—	—	—	R6. 12. 20	R8. 3. 1	学校法人日本航空学園	教育	日本航空大学 校北海道校長	無	無	
3	中嶋 浩一郎	58	防衛審議官	—	—	—	—	R6. 12. 27	R8. 1. 1	楽天グループ株式会社	IT・通信・金融業	戦略本部政策 アドバイザー	無	無	
4	石川 武	60	防衛装備庁長官	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 1. 1	クラリオンイベントジャパン株式会社	DSEI Japanの企画・実施	DSEI Japan実行委員会	無	無	
5	石川 武	60	防衛装備庁長官	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 2. 1	三菱電機株式会社	電気機械器具製造業	顧問	無	無	
6	田實 博幸	59	中国四国防衛局長	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 1. 1	奈義町役場	地方公務	奈義町SDF アドバイザー (非常勤)	無	無	
7	田實 博幸	59	中国四国防衛局長	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 3. 1	株式会社日本製鋼所	産業機械、素形材・エンジニアリング事業	顧問	無	無	
8	福島 邦彦	60	北海道防衛局長	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 3. 1	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛施設の建設に関する事業	理事長補佐 兼 第4事業部付	無	無	
9	保科 俊朗	57	海上自衛隊海洋業務・対潜支援群司令	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 1. 1	株式会社日立製作所	電気機械器具製造業等	顧問(有期契約社員)	無	無	
10	森 重樹	60	防衛装備庁航空装備研究所長	—	—	—	—	R7. 8. 1	R8. 1. 1	SPACE COTAN株式会社	スペースポート(発射場、実験場)の設計、建設、管理・運営	技術職	無	無	
11	松本 哲治	58	陸上自衛隊幹部候補生学校付(陸上自衛隊中部方面混成団第47普通科連隊長)	R7. 9. 18	陸上自衛隊幹部候補生学校付	R7. 9. 18	R7. 10. 16	特に命ぜられた事項	R7. 10. 16	R8. 1. 1	住友生命保険相互会社	生命保険業	顧問(常勤)	無	有
12	岸田 佳明	57	陸上自衛隊航空学校副校長	R7. 10. 14	陸上自衛隊航空学校副校長	R7. 10. 14	R7. 12. 1	航空学校長の校務全般を補佐	R7. 12. 1	R8. 2. 1	奈良市役所	地方公務	危機管理監付 参事	無	有
13	牛嶋 築	59	陸上自衛隊東北方面總監	R7. 10. 6	陸上自衛隊東北方面總監	R7. 10. 6	R7. 12. 16	東北方面隊の隊務を総括	R7. 12. 16	R8. 1. 1	東京都庁	地方公務	総務局理事(危機管理担当)	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
14	黒田 耕太郎	58	陸上自衛隊東北補給処長	—	—	—	—	R7. 12. 16	R8. 3. 5	株式会社SEVEN SEALS	海運業等	取締役	無	無	
15	山崎 義浩	58	陸上自衛隊中央業務支援隊長 兼 市ヶ谷駐屯地司令	—	—	—	—	R7. 12. 16	R8. 3. 1	株式会社タダノ	自走式クレーン、特殊車両等の製造、販売及び賃貸	コーポレート本部顧問	無	無	
16	横尾 広	58	航空自衛隊西部航空方面隊副司令官	—	—	—	—	R7. 12. 16	R8. 3. 1	日本無線株式会社	情報通信機械器具製造業	技術アドバイザー	無	無	
17	工藤 博之	55	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部戦史統率研究室(海上自衛隊自衛艦隊司令部後方主任幕僚)	R7. 8. 8	①海上自衛隊自衛艦隊司令部後方主任幕僚 ②海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部戦史統率研究室	①R7. 8. 8 ②R7. 8. 22	①R7. 8. 21 ②R7. 12. 31	R7. 12. 31	R8. 1. 1	Nature Architects株式会社	事業企画	本部事業企画担当者	無	無	
18	五味 康司	58	海上自衛隊呉地方総監部監察官(海上自衛隊輸送艦しもきた艦長)	R7. 3. 27	海上自衛隊呉地方総監部監察官	R7. 3. 27	R8. 1. 30	R8. 1. 30	R8. 1. 31	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	船舶の製造、修理業等	顧問(嘱託社員)	無	有	
19	坂元 秀明	55	陸上自衛隊施設学校企画室企画室長補佐(陸上自衛隊第9師団副師団長 兼 青森駐屯地司令)	—	—	—	—	R8. 1. 30	R8. 2. 9	オリエンタル白石株式会社	建設業	本社営業本部技術顧問	無	無	
20	鶴村 和道	58	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部総合兵站教育室教官(陸上自衛隊関東補給処松戸支処長)	R7. 4. 11	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部総合兵站教育室教官	R7. 4. 11	R8. 2. 26	R8. 2. 26	R8. 3. 1	株式会社廣瀬商会	繊維を中心とする総合商社	顧問(契約社員)	無	有	

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。